

交渉結果説明書		
件名	2018年賃金確定等要求書	
提案日	平成30年10月19日	
提案の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・本市は今まで、千葉県人事委員会勧告に準拠してきた経緯から、すみやかに給料表を提示し、4月に遡り実施すること。 ・勤勉手当を0.1月引上げること。 ・官民較差の較差配分を県同様地域手当による較差配分とし、支給率を7%から県準拠の9.2%とし、4月に遡り引き上げること。 ・55昇給抑制を解除し、廃止及び停止は行わないこと。 ・住居手当における自宅（持家）については、廃止・引下げを行わず現行水準を維持すること。 	
交渉日	労使の別	主張の要旨
H30.11.12 H30.12.11	当局側	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度千葉県人事委員会勧告に準じ、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、初任給及び若年層に重点を置いた給料表の引上げ及び民間の支給割合に見合うよう勤勉手当の0.1月分引上げのため、平成30年流山市議会第1回定例会に「流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等」を上程したい。 ・平成29年度千葉県人事委員会勧告に準じ、官民較差の較差配分を県同様地域手当による較差配分とし、地域手当の支給率を7%から7.2%に引き上げるため、平成30年流山市議会第1回定例会に「流山市職員の給与に関する条例の一

		<p>部を改正する条例案等」を上程したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給料額の激変緩和の経過措置として実施している現給保障について適用期間の終了を1年早め平成30年3月31日とし、合わせて55歳を超える職員で7・8級の職員に対する給料等の1.5%減額支給措置についても終了することとするため、平成30年流山市議会第1回定例会に「流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等」を上程したい。 ・ 自宅にかかる住居手当を廃止するため、平成30年流山市議会第1回定例会に「流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等」を上程したい。
	職員団体側	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2017年の千葉県人事委員会の勧告での民間との較差(0.33%)があるため、月例給を引き上げること。 ・ 期末勤勉手当は2017千葉県人事委員会勧告の0.1月分を期末手当で引き上げること。 ・ 2013年度から地域手当は8%から7%に削減がされたが、2017年千葉県人事委員会勧告は地域手当9.0%から9.2%に引き上げました。流山市においても地域手当7%から2018年4月から9.2%に引き上げること。 ・ 現給保障制度を当初合意した3年間とすること。 ・ 自宅(持家)にかかる住居手当は、生活給にかかるものなので、廃止・引下げを行わず現行水準を維持すること。

交渉結果（合意内容）

1 流山市一般職の給与改定について

(1) 平成29年度千葉県人事委員会の勧告を受け、平成29年4月1日から給料表を改定（給料月額平均0.2%引上げ）するため、平成30年第1回定例会に流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等を上程する。

可決後は、年度内に差額支給をする。

(2) 平成29年12月期の勤勉手当支給月数を0.850月から0.950月に引上げ、年度内に差額支給をする。

（年間期末・勤勉手当支給月数4.300月から4.400月）

また、再任用職員については0.400月から0.450月に引き上げる。

（年間期末・勤勉手当支給月数2.250月から2.300月）

(3) 平成30年度以降の期末・勤勉手当支給月数は、6月期末手当1.225月、6月勤勉手当0.900月、12月期末手当1.375月、12月勤勉手当0.900月とする。

また、再任用職員については6月期末手当0.650月、6月勤勉手当0.425月、12月期末手当0.800月、12月勤勉手当0.425月とする。

2 地域手当の見直しについて

人事院及び千葉県人事委員会の勧告に基づき給料表の引上げ改定を行ってもなお残る民間との較差を解消するため、平成29年4月1日からの支給割合を0.2%引上げ、7%から7.2%にすることとする。

また、平成30年度からの支給割合を0.1%引上げ、7.2%から7.3%にすることとする。

3 現給保障制度の終了について

経過措置として実施している現給保障について、その適用期間の終了を国家公務員に合わせ、平成30年3月31日とすることとする。

また、現給保障に合わせ終了することとなっている、55歳を超える職員（7・8級の職員）に対する給料等の1.5%減額支給措

置についても、その適用期間の終了を平成30年3月31日とすることとする。

4 自宅に係る住居手当の廃止について

近隣市との均衡を図る必要から、自宅に係る住居手当を平成30年3月31日をもって廃止する。